

下請代金法の概要

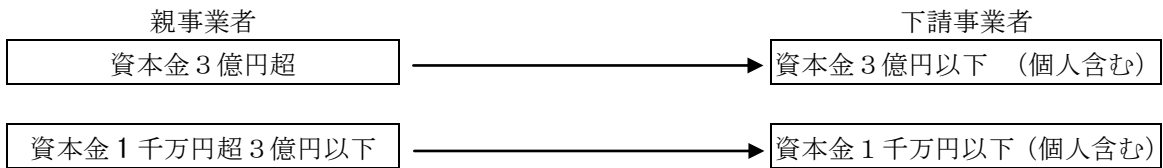
本法の概要

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)は、独占禁止法上の禁止行為である不正な取引方法の一つ優越的地位の濫用について、簡易・迅速に処理することを目的として制定された特別法として、昭和31年に制定された。

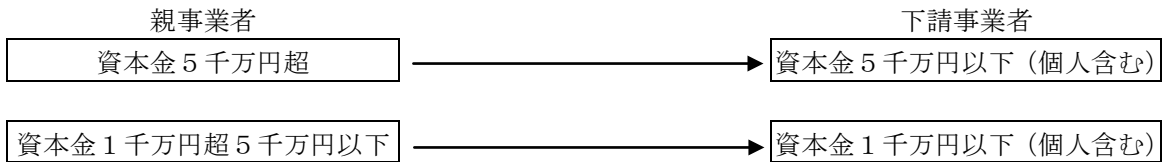
(1) 目的(第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

(2) 親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項~第8項)

① 物品の製造・修理委託、プログラム、運送、物品の倉庫における保管等



② 情報成果物作成・役務提供委託(①を除く。)



(3) 親事業者の義務(第2条の2、第3条、第4条の2、第5条)及び禁止行為(第4条第1項、第2項)並びに調査権(第9条)及び勧告(第7条)

① 義務

- ア 注文書の交付義務(第3条)
- イ 書類作成・保存義務(第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
(給付を受領した日から60日の期間内)
- エ 遅延利息支払義務(第4条の2)

② 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止(第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号)
- エ 返品の禁止(第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止(第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止(第4条第2項第4号)

